

事項	屋外階段の定義・床面積不算入の取扱い	関係 条文等	法第92条 令第2条
092-05			

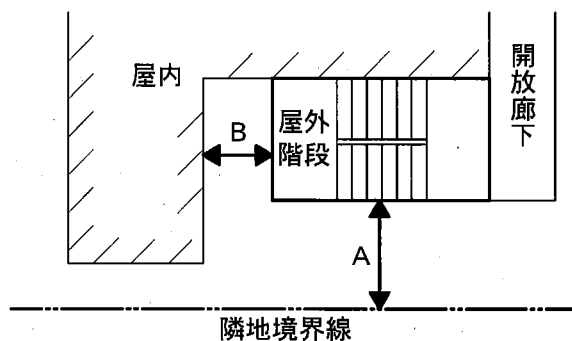
屋外階段の定義・床面積の不算入の要件

単位 c m

		近隣商業地域・商業地域		左記以外の地域	
		隣地 (A)	建物 (B)	隣地 (A)	建物 (B)
屋外階段の定義	屋外階段	50以上	50以上	50以上	50以上
	避難階段		100以上		100以上
床面積不算入の要件		50以上	100以上	100以上	200以上

(共通事項)

- 1 外気に有効に開放されている部分が周長の1/2以上
- 2 外気に有効に開放されている部分が2面以上
- 3 外気に有効に開放されている部分の内法高さが1.1m以上
- 4 外気に有効に開放されている部分の内法高さが天井高さの1/2以上
- 5 格子等を設ける場合の見付面積開口率は80%以上



〔備考〕
(関連告示等)

2011.9作成
2022.2改訂